特別抗告 (ソラ) 令和 4 年口 (行力) 第 /0398 号 起 事件番号

令和 4 年 8 月 30日

世抗告人 孫 樹斌 口代表者

口相手方

口代理人

様

東京地方裁判所民事第 9 部 裁判所書記官 汽布 大八百

特別抗告提起通知書 申立人 摇 樹斌 相手方

当裁判所令和 4年(毛)第 2358

強制執行停止決定申立

の決定(命令)に対して特別抗告の提起がありましたので、民事 訴訟規則208条,204条,189条1項(□行政事件訴訟法 7条)により通知します。

(注) 抗告人は、同封の「特別抗告理由書の提出について」を お読みください。

特別抗告理由書の提出について

東京地方裁判所

- 1 特別抗告状に特別抗告の理由を記載していないときは、この通知書を受け 取った日から14日以内に、特別抗告理由書を当裁判所に提出してください (民事訴訟法336条3項、327条2項、315条1項、民事訴訟規則2 10条参照)。
- 2 特別抗告理由書には、特別抗告の理由のほか、当事者の氏名又は名称、代理人の氏名、事件の表示、附属書類の表示、年月日及び裁判所の表示を記載し、抗告人又は代理人が記名押印してください(民事訴訟規則 2 条参照)。
- 3 特別抗告の理由は、憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反がある 事由を具体的に記載してください(民事訴訟法336条3項,327条2項, 315条2項,民事訴訟規則208条,190条,193条参照)。
 - 4 特別抗告理由書には、正本1通のほかに、相手方の数に6を加えた数の副本を提出してください(例えば、相手方が1人の場合は、提出すべき副本は7通となります。)(民事訴訟規則208条、195条参照)。
 - 5 特別抗告理由書を期間内に提出しなかったり、特別抗告の理由の記載の方式が上記3に反している場合は、特別抗告は却下されることになりますから、注意してください(民事訴訟法336条3項、327条2項、316条1項2号参照)。

以上